

令和2年7月27日

介護保険施設  
医療機関  
居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター

管理者様

糸満市長 當銘 真栄  
(公印省略)

糸満市における新型コロナウイルス感染症に係る要支援・要介護認定の  
臨時的な取り扱いについて（通知）

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件について、糸満市における取り扱いについては、令和2年5月21日付の通知により示したところですが、7月に入り県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、介護保険施設等におかれましては同取り扱いについて、再度、ご確認いただきますよう、よろしくごお願い致します。

なお、認定調査において、立会人が県外在住もしくは海外渡航歴、県外旅行歴等がある場合（立会人のご家族等も含む）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から調査が行えない場合があります。事前にご連絡の上、調整していただきますようお願い致します。